

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、その日)

公布された規則のあらまし

◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則（衛生課）

薬事法施行細則の一部を改正する規則（〃）

製菓師法施行細則の一部を改正する規則（〃）

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則（健康対策課）

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則（中小企業課）

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則（〃）

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令（総務課）

土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画課）

県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）

鳥取県の職員の給与等の状況（人事課）

目次

次

◇現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

一 経験年数の再換算率が三分の三である者以外の者の経験年数のうち、五年までの年数についての再換算率を三分の三（現行五分の四）に改めることとした。（別表第四関係）

二 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

一 様式から用紙規格に関する規定を削除することとした。

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇薬事法施行細則の一部を改正する規則

一 様式から用紙規格に関する規定を削除することとした。

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇製菓師法施行細則の一部を改正する規則

一 様式から用紙規格に関する規定を削除することとした。

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇製薬衛生師法施行細則の一部を改正する規則

一 様式から用紙規格に関する規定を削除することとした。

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

一 市町村その他の団体が実施するBCG経皮接種について、減額して徴収する使用料の額を一人一回につき四百一十九円（現行四百二十五円）に引き上げることとした。

二 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則

一 題名の改正（題名関係）

題名を「鳥取県中小企業設備資金貸付規則」に改めることとした。

二 貸付対象資金の追加（第三条、別表関係）

金融機関が卸売業、小売業又はサービス業（旅館業を除く。）に属する中小企業者に対して当該事業のための設備の設置に必要な資金を貸し付ける場合において、市町村が当該金融機関に対し、次の条件を付けて当該資金を貸し付けるために必要な資金の一部を貸し付けるときは、県は、当該金融機関に対し、そ

の条件と同じ条件を付して、当該市町村の貸付額を限度として、当該資金を貸し付けるために必要な資金の一部を貸し付けることとした。

| 貸付期間（据置期間を含む。） | 据置期間 | 貸付金の限度額 | 貸付利率 |
|----------------|------|----------------------------------|-------------|
| 十二年以内 | 二年以内 | 五千万円又は設備の設置に必要な資金の三分の二以内のいずれか低い額 | 年七・五パーセント以内 |

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日

この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

一 の中小企業者等に対する貸付金の限度額を次のとおり引き上げることとした。（第五条関係）

| 貸付対象者 | 貸付限度額 | 現行 | 改正後 |
|--|-------|------|-----|
| （一）中小企業団体又は中小企業近代化促進法による承認に係る合併等により設立された法人である中小企業者 | 五千万円 | 六千万円 | |
| （二）以外の中小企業者 | 三千万円 | 五千万円 | |

二 平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に金融機関が中小企業者等に新たに貸し付ける資金に限り、その貸付

期間を一年以上七年以内（通常は、一年以上五年以内）に延長することとした。（附則第二項関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 1 この規則は、平成六年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 回 次

鳥取県規則第二十八号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和二十八年九月鳥取県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三号及び別記様式第四号中「鳥取県知事」を「職氏名」と、「氏名」や「氏名又は名称」に改め、同様式の備考を削る。

別記様式第五号中「鳥取県知事」を「職氏名」と、「氏名」や「氏名又は名称」に改め、これらは同様式の備考を削る。

別記様式第六号中「鳥取県知事」を「職氏名」と、「氏名」や「氏名又は名称」と、「譲り受け及び譲渡した」を「譲り受け又は譲り渡した」と改め、同様式の備考を削る。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
現業職員の給与に関する規則（昭和三十一年十月鳥取県規則第四十六号）
の一部を次のように改正する。
別表第四の備考3中「五分の四」を「三分の三」に改める。

附 則

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

第一号」に改め、同様式の注意を削る。

別記様式第五号及び別記様式第六号の注意を削る。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 昭 次

次

鳥取県規則第十九号

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和三十七年四月鳥取県規則第十八号）の一部を次の
ようにより改正する。

第一条の見出しへ「（書類の提出部数及び経由）」に改め、同条中「や
れぞれ」の下に「注記」を加える。

〔薬局製造所営業〕や〔薬局、製造所、
営業所又は店舗〕に改
別記様式第一号中

第一号様式の注意を削る。

薬剤師法施行細則（昭和三十七年五月鳥取県規則第三十号）の一部を次の
ようにより改正する。
第三号様式中「失踪宣言」や「失踪の宣告」^{ぞう}、「失踪の」や「失踪の」^{ぞう}
に改め、同様式の注意を削る。
第四号様式の注意を次のよう改める。
備考 他の都道府県から転居した者は、所轄保健所で免許証の照合を受
けること。

別記様式第三号中「薬局の」や「薬局（薬店）の」を改め、同様式の注
意を削る。
別記様式第四号中「鳥取県指令第 号」や「鳥取県指令受 第
号」^{ぞう}、「薬局の」や「薬局（薬店）の」を改め、同様式の注意を削る。

別記様式第四号中「鳥取県指令受第 号」や「鳥取県指令受

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を以て公布する。

平成6年3月31日

鳥取県知事 四 虎 司 次

鳥取県規則第川十一年

製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

製菓衛生師法施行細則(昭和41年十月鳥取県規則第51号)の1

第1条 「申出」「鳥取県知事」や「職氏名」を含む、同様式の備考を置く。

許都道府県知事名、年月日及び登録番号)」や「及び取消年月日、旧免の年月日、登録番号及び免許知事名)」は、「備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。」や「備考 次の書類を添付すること。」

本工業規格B5とすること。」や「備考 次の書類を添付すること。」

「行なう」や「行う」と詰める。

様式第1「申出」「鳥取県知事」や「職氏名」は、「備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。」や「備考 次の書類を添付すること。」

「失踪の場合は」や「失踪の場合は、」と詰める。

様式第2「申出」「鳥取県知事」や「職氏名」は、「備考 免許証(免許証を失つた場合は、始末書)を添付すること。」

「の規則は、平成6年四月」田舎の題に詰める。

日本工業規格B5とすること。」や「備考 次の書類を添付すること。」

「撮影した名刺型の正面無帽上半身像のもの)」や「正面から無帽で撮影した名刺型の上半身像とすること。」と詰める。

様式第1「申出」「名称並びに」や「名称及び」と詰める。同様式の備考を置く。

様式第2「申出」「鳥取県知事」や「職氏名」を含む、同様式の備考を置く。

様式第3「申出」の備考を置く。

様式第4「申出」「鳥取県知事」や「職氏名」は、「備考 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。」や「備考 次の書類を添付すること。」

様式第5「申出」「鳥取県知事」や「職氏名」は、「備考 免許証(免許証を失つた場合は、始末書)を添付すること。」

平成六年三月三十一日

規則第五十五号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県中小企業設備資金貸付規則

鳥取県規則第三十二号

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和四十四年三月鳥取県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「四百二十五円」を「四百一十九円」に改める。

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

(貸付額)

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第四条 前条の規定により県が金融機関に貸し付ける資金の額は、当該金融機関が中小企業者に対して同条第一項各号に掲げる事業又は同条第二項に規定する設備の設置に必要な資金として貸し付けている額の三分の一の額(同項の規定により貸し付ける場合にあつては、その額から市町村の貸付額を控除した額)以下とする。

鳥取県規則第三十三号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則
鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県

別表中

第三条第一号から第五号までに掲げる事業

第三条第六号に掲げる事業

第三条第七号に掲げる事業

第三条第八号に掲げる事業

第三条第十号に掲げる事業

を

この規則は、平成六年四月一日から施行する。
附 則

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十四号

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則（昭和四十一年四月鳥取県規則
第十号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（貸付額）

第四条 前条の規定により県が金融機関に貸し付ける資金の額は、当該金
融機関が中小企業等に対して長期運転資金として貸し付けている額の五
分の一の額以下とする。

第五条第二号中「三千万円」を「五千万円」に、「五千万円」を「六千
万円」に改める。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の二項を加える。

2 平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に金融機関が中
小企業者等に新たに貸し付ける資金に係る第五条の規定の適用について

設置」に改め、同表に次のように加える。

| | | | |
|------------------------|----------------|--|----------------|
| 七 第三条第一項に規定す る設備の設置 | 内十二年以 上二年以内 | 五千万円又は設備の設置 に必要な資金の三分の二 以内のいづれか低い額 | トパーセン ト一七・五 |
|------------------------|----------------|--|----------------|

は、同条第三号中「五年」とあるのは、「七年」とする。

附 則

1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際にこの規則による改正前の鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則の規定により金融機関が中小企業者等に貸し付けている資金に係る貸付条件については、なお従前の例による。

訓 令

鳥取県訓令第二号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓

令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表消防防災課の項を削る。

別表社会課の項中「社会課」を「福祉保健課」に改め、同項第五号中「許可」の下に「（福祉保健課の所掌事務に係るものに限る。）」を加え、同項第十一号から第二十二号までを削り、同項の次に次のように加える。

障害福祉課

身体障害者手帳の交付

市町村の身体障害者の更生授設の事務に従事する者の養成施設の附置の認可

児童福祉施設の設置の認可及び廃止又は休止の承認。(障害福祉課の所掌事務に係るものに限る。次号において同じ。)

児童福祉施設の設備等の一部変更の承認

第一種社会福祉事業の經營の許可。(障害福祉課の所掌事務に係るものに限る。次号において同じ。)

特別児童扶養手当の受給資格及び額の認定並びに改正後の額の認定

別表高齢者対策課の項中「高齢者対策課」を「長寿社会課」に、

十一

特例許可外老人病院の非適用の承認

る等老例づ基に額る療に法老
件を人許き準闇の費によの人
定病可、にす算用要る規保
め院外特基る定のす医定健

日をす協係七
数加る議先日
え日とに
た数要の関

日をす協係七
数加る議先日
え日とに
た数要の関

"

る協
関係
を先
要と
すの

身体障害
者福祉法

三〇

七

二三

福祉事務所
総務課

| 者 福祉法 | 身 体障 害 | 児 童 福 祉 | 法 規 則 | 扶 養 手 当 | 特 別 児 童 | 法 律 に 等 し く 支 給 す る | 社 會 福 祉 | 事 業 許 可 |
|----------|--------------|------------------|-------------|------------------|------------------|--|------------------|------------------|
| " | " | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 六 | 七 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| 六 | 七 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 | 一 |
| " | " | " | " | " | " | " | " | " |

を

| | | | | | | | | |
|----|---|--|------------------------|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|------------------------------------|------------------------------|
| 十一 | 老人病院の非適用の承認 | | | | | | | |
| 十二 | 特別給付金を受ける権利の裁定 | | | | | | | |
| 十三 | 特別弔慰金を受ける権利の裁定 | | | | | | | |
| 十四 | 引揚者給付金又は遺族給付金を受ける権利の認定 | | | | | | | |
| 十五 | 特別交付金を受ける権利の認定 | | | | | | | |
| 十六 | 第一種社会福祉事業の經營の許可(長寿社会課の所掌事務に係るものに限る。次号において同じ。) | | | | | | | |
| 十七 | 社会福祉施設の建物その他の設備の規模及び構造等の変更の許可 | | | | | | | |
| " | 事業法 社会福祉 | 法に金特に引 法律の別対揚 する支交する者 する給付する等 | 給付引 法金揚 等者 支給 | 支別対の戦 給弔す遺没 法慰る族者 金特に等 | 支別対父戦 給給す母没 法付る等者 金特にの | 支別対等戦 給給すの傷 法付る妻病 金特に者 | 令給給すの戦 法付る妻没 法施金特に者 行支別対等 | 件をめ大及老 定める臣び人 が厚病院 |
| 六 | 七 | " | " | " | " | " | " | 日をする協係七 数加える日にと れた数要の関 |
| 六 | 七 | " | " | " | " | " | " | 日をする協係七 数加える日にと れた数要の関 |
| " | " | " | " | " | " | " | " | 総務課 |
| | | | | | | | | 要の関 する協 議先 とを |

に改め、同表児童家庭課の項第一号中「(鳥取県福祉地区に係るものを除く。)」を削り、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を削り、第七号を第五号とし、同項第八号中「社会福祉事業」を「第一種社会福祉事業」に、「分掌事務」を「所掌事務」に改め、同項中同号を第六号とし、第九号を第七号とし、同項の次に次のように加える。

| | | | | | | | | | | | | | 医療法 | 保健所 |
|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---------------------------------------|-------------------------|
| | | | | | | | | | | | | | え日に諮審一 た数要問議一 日をする申のに 数加る答会日 | 一〇 |
| | | | | | | | | | | | | | た数要問議八 日をする答会日 数加る申のに え日に諮審 | 七 |
| | | | | | | | | | | | | | 要の療鳥 す答審る 申議県 。を会医 | 鳥取県 療審議 の答す る申 |
| 十三 | 十二 | 十一 | 十九 | 八 | 八 | 五 | 六 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 病院、診療所又は助産所(以下「病院等」という。)の施設の 使用の許可 | 医療法 |
| | | | | | | | | | | | | | 病院等の開設者以外の者を管理者とすることの許可 | 医療法 |
| | | | | | | | | | | | | | 病院等の管理者の管理義務の許可 | 医療法 |
| | | | | | | | | | | | | | 病院に医師を宿直させないことの許可 | 医療法 |
| | | | | | | | | | | | | | 総合病院の名称の使用の承認 | 医療法 |
| | | | | | | | | | | | | | 医療法人の設立又は解散若しくは合併の認可 | 医療法 |
| | | | | | | | | | | | | | 解散した医療法人の財産処分の認可 | 医療法 |
| | | | | | | | | | | | | | 医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可 | 医療法 |
| | | | | | | | | | | | | | 医療法人の理事を一人又は二人とするとの認可 | 医療法 |
| | | | | | | | | | | | | | 医療法人の理事長を医師又は歯科医師でない理事のうちから選出するとの認可 | 医療法 |
| | | | | | | | | | | | | | 病院又は診療所の管理者の一部を医療法人の理事に加えないとの認可 | 医療法 |
| | | | | | | | | | | | | | 病院の人員及び施設の基準等の特例の許可 | 医療法 |

| | |
|-----|---|
| 十四 | 病院の病床数等の変更の許可 |
| 十五 | 医業、歯科医業、病院若しくは診療所又は助産婦の業務若しくは助産所についての法定外広告の許可 |
| 十六 | 病院に専属の薬剤師を置かないことの許可 |
| 十七 | 診療エツクス線技師の免許及び再免許並びに免許証の書換え交付及び再交付 |
| 十八 | 衛生検査所の登録 |
| 十九 | 衛生検査所の登録の変更 |
| 二十 | 衛生検査所の登録証明書の書換え交付及び再交付 |
| 二十一 | 歯科技工の業又は歯科技工所についての法定外広告の許可 |
| 二十二 | 経過措置による保健婦又は看護婦の免許 |
| 二十三 | 准看護婦の免許及び再免許 |
| 二十四 | 准看護婦の免許証の書換え交付及び再交付 |
| 二十五 | 准看護婦養成所の指定 |

| | | | | | | | | | | | |
|--------------------------------|---------------------------|---|------------------|-----------|----------|-------------------------|--|-----------|----|----|---|
| 規成婦産保 則所字婦健 指校看婦 定養護助 | 令婦産保 法婦健 施看婦 行護助 | " | 婦產保 法婦看 婦助 | 法齒 科技工 | 施行規 則 | 師生技 師等に 関法律 規則 | 臨床 検査、 技術衛 生検査、 法律關 律衛生 | 診療放 射法 | " | " | " |
| 八 | " | " | 一〇 | 二五 | " | " | " | " | 一〇 | 二五 | " |

え日に諮審一
た数をす
答会日
申のに
数加

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| " | " | 三 | 五 | " | " | " | " | 三 | 五 | " |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|----|
| 八 | " | " | 七 | 二〇 | " | " | " | " | 七 | 二〇 |
|---|---|---|---|----|---|---|---|---|---|----|

問議七
た日数をす
答申のに
え日に諮審

| | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総務課 | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

鳥取県公報
の答申のに
要する。申

| | | |
|-----|---|-----|
| 二十六 | 准看護婦養成所の学則等の変更の承認 薬局の開設の許可 | |
| 二十七 | 配置販売従事者の身分証明書の交付 | |
| 二十八 | 医療品製造業の許可及び製造品目の変更等の許可 | |
| 二十九 | 日本薬局方外医薬品の製造の承認及び承認事項の変更の承認 | |
| 三十 | 一般販売業の許可 | |
| 三十一 | 薬種商販売業の許可 | |
| 三十二 | 薬種商販売業の許可 | |
| 三十三 | 配置販売業の許可 | |
| 三十四 | 1 県内に住所を有する者に係るもの 2 県外に住所を有する者に係るもの | |
| 三十五 | 薬局の開設、一般販売業、薬種商販売業、配置販売業又は医療品製造業の許可証の書換え交付及び再交付 | |
| 三十六 | 毒物又は劇物の輸入業の登録 | |
| 三十七 | 特定毒物研究者の許可 | |
| 三十八 | 特定毒物の使用者又は使用指導者の指定 | |
| 三十九 | 毒物又は劇物の販売業の登録票の書換え交付及び再交付 | |
| 四十 | 大麻葉細売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許並びに免許証の書換え交付及び再交付 | |
| 四十一 | 大麻取締 | 薬事法 |
| 四十二 | 大麻取締 | 七〇三 |
| | " " " " | 七 |
| | " " " " | 三 |
| | " " " " | 七 |
| | " " " " | 保健所 |

別表衛生課の項を次のように改める。

| 健康対策課 | 四十三 |
|-------------------|--|
| 受胎調節実施指導員の指定 | 付及び再交付 |
| 精神障害者に係る診察及び保護の決定 | 覚せい剤研究者の指定並びに指定証の交付 |
| 調理師の免許 | 調理師の免許 |
| 被爆者健康手帳の交付及び再交付 | 被爆者健康手帳の交付及び再交付 |
| 栄養士の免許 | 栄養士の免許 |
| 栄養士の免許証の訂正及び再交付 | 栄養士の免許証の訂正及び再交付 |
| | |
| 施設行令法 | 取締法 |
| 被爆する等の弾 | 被爆する等の弾 |
| 医療関連法 | 医療関連法 |
| 原子被爆者 | 原子被爆者 |
| 法律 | 法律 |
| " 四 | 八 |
| 一五 | 数加る申のの係八 え日に諮協保 た数要問議健に 日をす答会所関 |
| " 七 | 五 |
| 一〇 | 数加る申のの係三 え日に諮協保 た数要問議健に 日をす答会所関 |
| " 七 | 五 |
| " " | 五 |
| | 保健所 |
| | を会審所の関 要の査の結保 す答協保 る申議核健 |

生活衛生課

| | | | | |
|-----------------|----------------------------------|-----------------------|-------|--------|
| 三十一 | 環境衛生適正化規程の認可及びその変更の認可 | 法律に従事する業者による監査及び検査の実施 | 食品衛生法 | に該する法律 |
| 三十二 | 環境衛生同業組合の設立の認可 | 法律に従事する業者による監査及び検査の実施 | 食品衛生法 | に該する法律 |
| 三十三 | 環境衛生同業組合の定款の変更の認可及び決議による解散の認可 | 法律に従事する業者による監査及び検査の実施 | 食品衛生法 | に該する法律 |
| 三十四 | 組合協約の認可及びその変更の認可 | 法律に従事する業者による監査及び検査の実施 | 食品衛生法 | に該する法律 |
| 三十五 | 特殊契約の認可及びその変更の認可 | 法律に従事する業者による監査及び検査の実施 | 食品衛生法 | に該する法律 |
| 三十六 | 組合員による総会の招集の承認 | 法律に従事する業者による監査及び検査の実施 | 食品衛生法 | に該する法律 |
| 三十七 | ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許 | 法律に従事する業者による監査及び検査の実施 | 食品衛生法 | に該する法律 |
| 三十八 | 業としてふぐ取扱い又はふぐ調理を行うことの認証書の交付及び再交付 | 法律に従事する業者による監査及び検査の実施 | 食品衛生法 | に該する法律 |
| 三十九 | ふぐ処理師又はふぐ調理師の免許証の書換え及び再交付 | 法律に従事する業者による監査及び検査の実施 | 食品衛生法 | に該する法律 |
| 四十 | 製菓衛生師の免許 | 法律に従事する業者による監査及び検査の実施 | 食品衛生法 | に該する法律 |
| 四十一 | 製菓衛生師の免許証の書換え交付及び再交付 | 法律に従事する業者による監査及び検査の実施 | 食品衛生法 | に該する法律 |
| 二〇 | | | | |
| 三 | | | | |
| 二〇 | | | | |
| 保健所 | | | | |
| 鳥取県環境衛生課 | | | | |
| 鳥取県環境衛生課 | | | | |

別表医務課の項を削り、同表中

健康対策課

受胎調節実地指導員の指定

受胎調節実地指導員の標識の交付又は再交付

精神障害者に係る診察及び保護の決定

調理師の免許

調理師の免許証の書換え又は再交付

結核医療費公費負担の決定

被爆者健康手帳の交付又は再交付

七

九 八

二 三 四

六 五

栄養士の免許
栄養士の免許証の訂正又は再交付

産業廃棄物収集運搬業の許可又は事業の範囲の変更の許可(保
管行為を含むものに限る。)

す清処廢
る掃除業
法に及物
律関びの

え日にと
た数要の
日をす協機
日数加る議
間にと
え日にと
う

七

た数要の
日をす協機
日数加る議
間にと
え日にと
う

保健所

る議等府
。をと県系
要の知都
す協事道

| | 施 | 行 | 行 | 被 | 原 | 被 | 原 | 法 | 結 | 施 | 調 | 法 | 法 | 法 | 優 |
|-----|---|---|-----|---|---|---|---|---|-----|-----|-----|---|---|---|-----|
| | 施 | 行 | 行 | 被 | 原 | 被 | 原 | 法 | 核 | 行 | 理 | 精 | 優 | 生 | 保 |
| | 行 | 行 | 行 | 被 | 原 | 被 | 原 | 法 | 予 | 令 | 師 | 神 | 施 | 行 | 護 |
| "一四 | | | "一五 | | | | | | "一四 | "一五 | "一〇 | | | | |
| "七 | | | "五 | | | | | | "七 | "一〇 | "五 | | | | |
| "七 | | | "一〇 | | | | | | "五 | "七 | "五 | | | | |
| " " | | | " | | | | | | " | " | " | | | | 保健所 |
| | | | | | | | | | | | | | | | |

を会審所
の関係
要する答
の申議核
する申議核
する申議核

環境政策課

一

産業廃棄物収集運搬業の許可又は事業の範囲の変更の許可(保
管行為を含むものに限る。)

改め、同表自然保護課の項の次に次のように加える。

十四 十三 十二 十一 十 十九 八 七 六 五 四 三 二 一

消防防災課

危険物取扱者免状の交付並びに書換え及び再交付
消防設備士免状の交付並びに書換え及び再交付

市町村防災会議を設置しないことの承認

電気工事業者の登録及び更新の登録

電気工事業者の登録証の訂正及び再交付

電気工事士免状の交付並びに再交付及び書換え

高圧ガスの製造の許可

高圧ガスの販売事業の許可

高圧ガスの製造のための施設等の変更の許可

高圧ガスの販売のための施設等の変更の許可

高圧ガス貯蔵所の設置の許可及びその位置等の変更の許可

高圧ガス製造者危害予防規程の認可及びその変更の認可
付及び再交付

高圧ガス製造保安責任者免状又は高圧ガス販売主任者免状の交
容器検査を受けない容器を輸出その他の用途に供することの許

処理法及び
する廃棄物の
と関係機関に
十四日を要す
に協議する
と機関に

えた数要する
十四日を要す
た日を協議する
に機関に
数加する

七

た数要する
七日を要す
協議する
に機関に
と機関に
数加する
え日

保健所

等府県と
の関係機
道とを協議
する事

に

" " " " " 取高
" " " " " 締法
士電
氣工事
" " " " " 法
基災害対策
" 消防法

" " " " " 三〇 三 八 " 七 " " 八 " 六

" " " " " 三〇 三 八 " 七 " " 八 " 六

総務課

" "

| | |
|-----|-----------------------------------|
| 十五 | 高圧ガス容器証明書の交付並びに再交付及び書換え |
| 十六 | 高圧ガスの特別充てんの許可 |
| 十七 | 高圧ガス容器検査所の登録又は更新の登録 |
| 十八 | 液化石油ガスの販売事業の許可 |
| 十九 | 液化石油ガスの販売施設の変更の許可 |
| 二十 | 液化石油ガスの製造事業の指定 |
| 二十一 | 認定調査機関の認定 |
| 二十二 | 認定調査機関の調査業務に係る消費設備の数の増加の認可 |
| 二十三 | 認定調査機関の調査業務規程の認可及びその変更の認可 |
| 二十四 | 液化石油ガス設備士免状の交付並びに再交付及び書換え |
| 二十五 | 火薬類の販売営業の許可 |
| 二十六 | 火薬庫の設備等の許可 |
| 二十七 | 火薬類製造業者等が自己の用に供する火薬庫の所有等をしないことの許可 |
| 二十八 | 火薬類の譲渡し又は譲受けの許可 |
| 二十九 | 火薬類の譲渡許可証又は譲受許可証の交付並びに書換え及び再交付 |
| 三十 | 火薬類の消費の許可 |

締火藥類取

法にの及安ガ液
律関適びのス化
す正取確の石
る化引保保油

六日間に關の機関誌を聽取する旨を要するに意見に加る。

七 え日に意係六
た数要見機日
日をすくめに
数加る取の間
”七八” “一四” “七

III " " "

六機関に關する聽取見要数日日に意係六

え日に意係六
た数要見機日
日をする聽聞に
数加る取の聞
七 “七 八” “七” “一四” “七

三〇

鳥安の聴取意委見員県要の会公

す聴の安鳥
る取意委取
°を見員県
要の会公

| | | |
|---------|-----------------------------|----------------------------|
| | | 農政課 |
| 四 | 三 | 二 |
| 農地転用の許可 | 農地又は採草放牧地の転用に伴う権利の設定又は移動の許可 | 農用地区域内における開発行為の許可 |
| " | 農地法 | " る備地農業法に法律整備の許可 |
| " | 三〇 | 日をする聽の関係○数加る取意見機日えた数要の間に |
| | | 一二 |
| " | 三〇 | 数加る取の関一日に意見機日えた数要見機日をする聽関に |
| | | 七 |
| " | 総務課 | " 振興局農林 |
| " | む期に諮業鳥間要問会取をする答議県、含る申の農 | る取意見会取要の議見県農す聴の農 |

| | | |
|----------------------------|---------------|-----------------------|
| 別表農政課の項及び農地経済課の項を次のように改める。 | 三十一 | 火薬類の廃棄の許可 |
| | 三十二 | 保安教育計画の認可及びその変更の認可 |
| | 三十三 | 保安責任者免状の交付並びに書換え及び再交付 |
| | 三十四 | 火薬庫外で火薬を貯蔵する場所の指示 |
| | 三十五 | ガス事業者が他人の土地へ立ち入ることの許可 |
| | 三十六 | 獵銃等の製造事業の許可 |
| | 三十七 | 獵銃等の販売事業の許可 |
| | 三十八 | 製造又は販売する獵銃等の種類の変更の許可 |
| | 三十九 | 獵銃等を製造する工場等の移転の許可 |
| " " " | 法ガス事業規緒火薬類則施取 | " " " |
| " " 七 | 八 | " " 七 八 |
| " " 七 | 八 | " " 七 八 |
| " " " " | " " " " | " " " " えた日数 |
| " " " " | " " " " | " " " " えた日数 |
| " " " " | " " " " | " " " " |

経営指導課

一

十五

十四

十三

十二

十一

十九

八

七

六五

農業協同組合の設立の認可

農業委員会等の農地交換分合計画の認可

する農業委員會等に法律による

法土地改良令農地法施

売り渡した土地等についての処分制限期間内の権利の設定又は移転の許可

土地の一時使用の認定

小作料の最高額の認可

買収した土地等の貸付けの決定

売渡通知書の交付

売渡予約書の交付

小作地又は小作採草放牧地の所有の承認

農地又は採草放牧地の権利の設定又は移転の許可
農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可

組農法協同

一五

二一

三〇

"

五

八

七

三〇

四二

一五

一五

一五

二一

三〇

"

五

八

七

三〇

四二

一五

一五

総務課

す日に現地調査する。を要する。農地の現地調査を要する。

む期に諮業鳥間要問会取をする答議県農

む期に諮業鳥間要問会取をする答議県農

む期に諮業鳥間要問会取をする答議県農

二 三 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九

| | |
|----------------------------------|----------------------------------|
| 農業協同組合の定款の変更の認可 | 農業協同組合の解散議決又は合併の認可 |
| 農業協同組合の宅地等供給事業実施規程の設定、変更又は廃止の承認 | 農業協同組合の共済規程の設定、変更又は廃止の承認 |
| 農業協同組合の内国為替取引規程の設定、変更又は廃止の承認 | 農業協同組合の信託規程の設定、変更又は廃止の承認 |
| 農業協同組合の合併經營計画の認定 | 農業協同組合の合併の認可 |
| 農業共済組合の設立の認可 | 農業共済組合の定款の変更、解散議決又は合併の認可 |
| 農業共済組合の実施区域の拡張又は実施に関する条例の変更の認可 | 市町村の共済事業の実施又は廃止の認可 |
| 市町村の共済事業の実施区域の拡張又は実施に関する条例の変更の認可 | 市町村の共済事業の実施又は廃止の認可 |
| 共済責任満了の認定 | 市町村の共済事業の実施区域の拡張又は実施に関する条例の変更の認可 |
| 共済掛金等の滞納処分の認可 | 市町村の共済事業の実施区域の拡張又は実施に関する条例の変更の認可 |
| 共済関係が存しない場合の認定 | 市町村の共済事業の実施区域の拡張又は実施に関する条例の変更の認可 |
| 農作物等危険段階基準共済掛金率の認可 | 市町村の共済事業の実施区域の拡張又は実施に関する条例の変更の認可 |
| 農業共済組合の事務費賦課の承認 | 市町村の共済事業の実施区域の拡張又は実施に関する条例の変更の認可 |

行補農令償業法災害

数加る取意係八
え日に見機日
た数要の間に
日をす聽の間

数加る取意係八
え日に見機日に
た数要の関に
日をす聴の関

る取意経及合業鳥見驗及び中協取要の者学央同県農學會組農の識会す歟

2

知事権限に係るもの

1 保安林の指定又は解除
大臣権限に係るもの

村関四長係五市の市意町に

で定日をす答会及意町に一告数加る申のび見村関〇示え日に諮審聽長係〇ま予た数要問議取の市日

一八

一八

村関二長係七の市市意町に

む八す告数加る申のび見村関二〇。日る示え日に諮審聽長係七〇。を日に予た数要問議取の市日含数要定日をす答会及意町に

"

"

る申議県及見村関。を会森びの長係要の林鳥聴の市す答審取意町

に改める。

保安林の指定又は解除

別表農業改良課の項を削り、同表農蚕園芸課の項中「農蚕園芸課」を「農産園芸課」に改め、同表森林保全課の項第二号中

肥料の登録の有効期間の更新
肥料の登録証の書換え交付及び再交付

二十
二十一
二十二
二十三

農業共済組合又は市町村の特別積立金の取崩しの承認
肥料の登録

行補農業規則法災害
肥料取締法施

一五
一五
一五

一五
一五

" " "

要の析肥す日に料の数相のを当分

附 則

この訓令は、平成六年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第三号

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書管理規程（平成五年三月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二総務部の項中「消防防災課 消」を削り、「同和対策課 同」

を「国際課 国際」に改め、同表企画部の項中「全県公園化・景観形

成推進室「全公」を削り、同表民生部の項及び衛生環境部の項を次のように改める。

申のび見
る日に諮審議会及
告数加え(予定日を示す)
ままで

む八す告数加え申のび見
る。日。日に諮審議会及
を予定日を示す
含数要定日をす

福祉保健部

福祉保健課

障害福祉課

長寿社会課

児童家庭課

医務薬事課

健康対策課

保険課

国民年金課

生活環境部

生活衛生課

環境政策課

自然保護課

全県公園化・景観政策課

消防防災課

消

別表第二農林水産部の項中

「農地経済課

農業改良課

農改」を

「大規模活性化プロ
経営指導課

農 生 環 自 全 健 長 児 医 障 福

ジェクト推進室 大活 に、「農蚕園芸課」を「農産園芸課」に改める。

経指】

この訓令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則

四 設立認可の年月日
平成二年七月二十七日

五 事業年度
四月一日から翌年三月三十一日まで

六 公告の方法
事務所及び施行地区周辺の掲示場に掲示して行う。

七 讀可の年月日
平成六年三月三十日

告 示

鳥取県告示第三百十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、鳥取市古市土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成六年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月三十一日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一 事業施行期間

変更前 平成二年七月二十七日から平成六年三月三十一日まで

二 施行地区

変更なし

三 事務所の所在地
鳥取市古市二三九

鳥取県教育委員会規則第六号

県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則
県費負担教職員の勤務時間等に関する規則（昭和三十一年十月鳥取県教育委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条第一項中「前条本文」を「条例第二条第一項本文」に改め、同条
第二項中「条例第二条に」を「同条に」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

公 告

鳥取県の職員の給与等の状況を次のとおり公表する。

平成6年3月31日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県の職員の給与等について

1 人件費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 住民基本台帳人口(平成5年3月末現在) | 歳出額A | 実質収支 | 人件費B | 人件費率B/A (全国平均) | 平成3年度 の人件費率 |
|-------|---------------------|---------------|-------------|--------------|-------------------|----------------|
| 平成4年度 | 618,045人 | 375,435,193千円 | 1,074,557千円 | 95,588,351千円 | 25.5 (31.4) % | 26.3% |

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

2 職員給与費の状況（普通会計予算）

| 区分 | 職員数A | 給与費 | | | | 1人当たり給与費(B/A) |
|-------|---------|--------------|-------------|--------------|--------------|---------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計B | |
| 平成5年度 | 11,534人 | 44,780,557千円 | 8,041,862千円 | 21,397,358千円 | 74,219,777千円 | 6,435千円 |

(注) 1 職員手當に退職手當は含まない。

2 給与費は、12月補正後の予算に計上された額である。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成5年4月1日現在）

| 区分 | 一般行政職 | | | 警察職 | | | 小・中学校教育職 | | |
|-----|----------|----------|-------|----------|----------|-------|----------|----------|-------|
| | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
| 鳥取県 | 305,500円 | 357,878円 | 39.0歳 | 338,632円 | 440,915円 | 40.3歳 | 311,765円 | 347,769円 | 37.8歳 |
| 国 | 284,003円 | — | 38.7歳 | 298,330円 | — | 39.1歳 | 318,763円 | — | 38.7歳 |

| 区分 | 高等学校教育職 | | | 現業職 | | |
|-----|----------|----------|-------|----------|----------|-------|
| | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均年齢 |
| 鳥取県 | 352,868円 | 395,257円 | 41.6歳 | 313,385円 | 347,840円 | 42.4歳 |
| 国 | 341,736円 | — | 40.2歳 | 262,560円 | — | 47.9歳 |

(注) これらの額は、平成5年度給与改定前のものである。

4 職員の初任給の状況（平成5年4月1日現在）

| 区分 | | 鳥取県 | | 国 | |
|----------|-----|----------|----------|----------|----------|
| | | 初任給 | 採用2年後 | 初任給 | 採用2年後 |
| 一般行政職 | 大学卒 | 164,900円 | 178,400円 | 164,900円 | 178,400円 |
| | 高校卒 | 134,900円 | 144,200円 | 134,900円 | 144,200円 |
| 警察職 | 大学卒 | 180,300円 | 203,300円 | 180,300円 | 196,400円 |
| | 高校卒 | 152,300円 | 172,200円 | 152,300円 | 172,200円 |
| 小・中学校教育職 | 大学卒 | 184,700円 | 198,000円 | 184,700円 | 198,000円 |
| | 高校卒 | 143,100円 | 156,200円 | 143,100円 | 156,200円 |
| 高等学校教育職 | 大学卒 | 184,700円 | 198,000円 | 184,700円 | 198,000円 |
| | 高校卒 | 143,100円 | 156,200円 | 143,100円 | 156,200円 |

(注) これらの額は、平成5年度給与改定後のものである。

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成5年4月1日現在）

| 区分 | 経験年数 | 10年 | 15年 | 20年 |
|----------|------|----------|----------|----------|
| | | 大学卒 | 254,360円 | 295,244円 |
| 一般行政職 | 大学卒 | 254,360円 | 295,244円 | 356,658円 |
| | 高校卒 | 203,112円 | 257,804円 | 300,928円 |
| 警察職 | 大学卒 | 250,177円 | 304,978円 | 375,934円 |
| | 高校卒 | 221,852円 | 266,100円 | 331,315円 |
| 小・中学校教育職 | 大学卒 | 258,411円 | 312,325円 | 369,200円 |
| | 高校卒 | 一円 | 一円 | 一円 |
| 高等学校教育職 | 大学卒 | 267,738円 | 324,087円 | 374,103円 |
| | 高校卒 | 一円 | 一円 | 一円 |
| 現業職 | 大学卒 | 一円 | 一円 | 一円 |
| | 高校卒 | 195,802円 | 247,031円 | 292,021円 |

(注) これらの額は、平成5年度給与改定前のものである。

6 一般行政職の級別職員数の状況(平成5年4月1日現在)

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 | 9級 | 10級 | 11級 | 計 |
|----------|-------|-------|-------|-------------|-------|------------|-------|------|------|------|------|--------|
| 標準的な職務内容 | 主事、技師 | 主事、技師 | 主事、技師 | 係長、主任、主事、技師 | 係長、主任 | 課長補佐、係長、主任 | 課長補佐 | 課長 | 課長 | 次長 | 部長 | |
| 職員数 | 145人 | 315人 | 483人 | 441人 | 291人 | 655人 | 366人 | 251人 | 62人 | 22人 | 12人 | 3,043人 |
| 構成比 | 4.8% | 10.4% | 15.9% | 14.5% | 9.6% | 21.5% | 12.0% | 8.2% | 2.0% | 0.7% | 0.4% | 100.0% |
| 1年前の構成比 | 4.7% | 11.5% | 16.6% | 13.0% | 9.4% | 22.2% | 12.0% | 7.7% | 1.9% | 0.6% | 0.4% | 100.0% |
| 5年前の構成比 | 5.1% | 13.9% | 15.8% | 7.4% | 5.7% | 35.5% | 6.6% | 7.5% | 1.4% | 0.8% | 0.3% | 100.0% |

(注) 1 職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名である。

7 昇給期間短縮の状況

| 区分 | 全職種 | 一般行政職 | 警察職 | 小・中学校教育職 | 高等学校教育職 | 現業職 |
|-------|-------------------|---------|--------|----------|---------|--------|
| 平成4年度 | 職員数A | 11,846人 | 3,079人 | 1,111人 | 3,983人 | 1,671人 |
| | 昇給期間を短縮して昇給した職員数B | 2,558人 | 769人 | 276人 | 660人 | 314人 |
| | 比率 B/A | 21.6% | 25.0% | 24.8% | 16.6% | 18.8% |
| 平成8年度 | 職員数A | 11,803人 | 3,054人 | 1,101人 | 3,965人 | 1,675人 |
| | 昇給期間を短縮して昇給した職員数B | 2,537人 | 759人 | 265人 | 721人 | 313人 |
| | 比率 B/A | 21.5% | 24.9% | 24.1% | 18.2% | 18.7% |

8 職員手当の状況

| 区分 | 鳥取県 | | 国 | |
|-----------------------------------|---|--|--|--|
| 期末手当 勤勉手当 (平成5年度) (支給割合) | 期末手当 6月期 1.6月分 12月期 2.0月分 3月期 0.5月分 計 4.1月分 | 勤勉手当 0.6月分 0.6月分 一月分 1.2月分 | 期末手当 6月期 1.6月分 12月期 2.0月分 3月期 0.5月分 計 4.1月分 | 勤勉手当 0.6月分 0.6月分 一月分 1.2月分 |
| | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | 有 | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 | 有 |
| 退職手当 (支給率) | 自己都合 勘定・定年 勤続20年 21.0月分 28.875月分 勤続25年 33.75月分 44.55月分 勤続35年 47.5月分 62.7月分 最高限度 60.0月分 62.7月分 1人当たり平均支給額 1,637千円 28,115千円 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 退職時特別昇給 10年以上20年末満勤続 1号給 20年以上勤続 2号給 | | 自己都合 勘定・定年 勤続20年 21.0月分 28.875月分 勤続25年 33.75月分 44.55月分 勤続35年 47.5月分 62.7月分 最高限度 60.0月分 62.7月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算) 退職時特別昇給 1号俸 | |
| 調整手当 (平成5年4月1日現在) | 支給対象地域 (支給対象機関等) | 特別区(東京事務所) | 大阪市(大阪事務所) | 北九州市(北九州駐在) |
| | 支給率 | 11% | 10% | 6% |
| | 支給対象職員数 | 24人 | 10人 | 1人 |
| | 国の制度(支給率) | 11% | 10% | 6% |
| | 支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成4年度) | 356,524円 | | |
| 特殊勤務手当 (平成4年度) | 職員全体に占める手当支給職員の割合 | 42.6% | | |
| | 支給対象職員1人当たり平均支給年額 | 71,283円 | | |
| | 手当の種類(手当数) | 61 | | |
| | 代表的な手当の名称 | 支給額の多い手当 | 夜間看護手当、医療業務手当、教育業務連絡指導手当、犯罪搜查手当、病院業務手当 | |
| | | 多くの職員に支給されている手当 | 教育業務連絡指導手当、病院業務手当、教員特殊業務手当、夜間特殊業務手当、犯罪搜査手当 | |

| | | | |
|---------|-------|-------------|-------------|
| 時間外勤務手当 | 平成4年度 | 支給総額 | 1,886,877千円 |
| | | 職員1人当たり支給年額 | 117千円 |
| | 平成3年度 | 支給総額 | 1,291,862千円 |
| | | 職員1人当たり支給年額 | 109千円 |

(注) 退職手当1人当たり平均支給額は、前年度に退職した一般職員に支給された平均額である。

(平成5年4月1日現在)

| 区分 | 対象職員 | 支給月額 | 国との異同 | |
|------|--|---|--|----|
| 扶養手当 | 扶養親族として配偶者、子等を有する職員 | 配偶者 配偶者以外の扶養親族のうち2人 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 その他の者 | 16,000円 5,500円 11,000円 2,000円 | |
| | | 15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31までの間にある子 | 1人につき1,000円を加算 | |
| 住居手当 | 住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員 | 借家・借間居住者 自宅居住者 | 家賃の額に応じ、最高27,000円まで支給 新築又は購入時から5年間は2,500円、それ以降は1,000円 | |
| | | | | |
| 通勤手当 | 交通機関等を利用して又は自動車等を使用して通勤している職員 | 交通機関等利用者 自動車等使用者 | 運賃等の額が40,000円以下の者…運賃等の額 運賃等の額が40,000円を超える者…40,000円+(運賃等の額-40,000円)×1/2<最高限度額45,000円> 通勤距離に応じ、2,000円～20,900円を支給 | 同じ |
| | | | | 同じ |

9 特別職の報酬等の状況(平成5年4月1日現在)

| 区分 | 給料・報酬月額 | 期末手当(平成5年度支給割合) |
|-----|------------|-----------------|
| 知事 | 1,200,000円 | |
| 副知事 | 940,000円 | 6月期 1.6月分 |
| 出納長 | 790,000円 | 12月期 2.0月分 |
| 議長 | 900,000円 | 3月期 0.5月分 |
| 副議長 | 780,000円 | 計 4.1月分 |
| 議員 | 780,000円 | |